

倉吉市上下水道局告示第 17 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項の規定において準用する、同法第 4 条第 1 項の規定により、倉吉市流域関連公共下水道に係る事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、事業計画案は、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

事業計画案について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに倉吉市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 8 月 14 日

倉吉市長 広田 一恭

1 変更事項

変更する区域

生田、鴨川町、国府、西倉吉町、不入岡、福守町、丸山町

2 工事の着手年月日

昭和 52 年 3 月 1 日

3 工事の完成年月日

令和 6 年 3 月 31 日

4 縦覧期間

令和 5 年 8 月 14 日から令和 5 年 8 月 28 日まで

（倉吉市の休日を定める条例（平成元年 3 月 10 日条例第 2 号）第 2 条に規定する市の休日を除く。）